

家畜伝染病予防法に基づく

家畜所有者の[定期の報告]の手引き

はじめに

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法の規定に基づき、毎年、農場ごとに、2月1日時点の飼養している家畜の頭羽数及び飼養衛生管理者等の情報を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告をすることが義務付けられています。

この報告は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫等の悪性家畜伝染病の発生予防や迅速な防疫措置を適確に実施するために必要な情報を収集し、有事に備えるためのものです。

家畜の種類、飼養頭羽数により提出する書類が異なりますので、本手引きをご活用いただき、期限までに報告書類を提出してください。

1 報告の必要がある家畜の種類と報告期限

下表の家畜の所有者は、飼養頭羽数、家畜の飼養目的（試験研究、教育、愛玩、販売、展示、競技等）に関わらず報告が必要です。毎年、下表の区分のとおり定められた報告期限までに報告書を提出してください。

対象家畜の詳細については「定期報告書の記入方法等に関するQ&A」をご覧ください。なお、令和8年より、みなし「だちょう」として扱っていた「エミュー」が正式に対象家畜になりました。

| 家畜所有者の区分 | 報告期限 |
|--|---------|
| 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚（ミニ豚、マイクロ豚含む）及びいのししの所有者 | 4月15日まで |
| 鶏（ウコッケイ、チャボ含む）、あひる（アイガモ含む）、うずら、きじ（ヤマドリ含む）、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者 | 6月15日まで |

2 報告事項

○飼養頭羽数が「小規模所有者」に該当する場合

飼養する家畜の頭羽数が以下に該当する場合は「小規模所有者」となります。必要な報告は「定期報告書」の「1. 基本情報」のみとなります。記載方法は「定期報告書（基本情報）の記入例」をご覧ください。また、報告項目のうち「畜舎等の数」の記載は必要ありません。

- 牛、水牛及び馬にあっては 1頭
- 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては 6頭未満
- 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥 及び七面鳥にあっては 100羽未満
- エミュー、だちょうにあっては 10羽未満

○飼養頭羽数が「小規模所有者以外」に該当する場合

飼養する家畜の頭羽数が以下に該当する場合は「小規模所有者以外」となります。（1）から（3）の書類を提出してください。

- 牛、水牛及び馬にあっては 2頭以上
- 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては 6頭以上
- 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥 及び七面鳥にあっては 100羽以上
- エミュー、だちょうにあっては 10羽以上

注1) 2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動により、家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。

注2) 預託牛等、農場(飼育場所)以外の場所で飼育している家畜は飼養頭羽数から除く。

(1) 「定期報告書」の「1. 基本情報」

記載方法は「定期報告書（基本情報）の記入例」をご覧ください。
(「畜舎等の数」の欄を必ず記載してください)。

(2) 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」

家畜種ごとに様式が分かれておりますので、対象の家畜種の様式を使用してください。様式をもとに飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検を行

い、設問ごとに「できている」、「一部できている」、「できていない」、「該当しない」のいずれかに□を付けてください。記入欄がある場合には、措置の状況を記載又は該当する事項に□を付けてください。「一部できていない」「できていない」と回答した項目については、今後の改善方針を記入欄に記載してください。家畜防疫員チェックボックスには記載しないでください。

なお、複数種類の家畜を飼養しており、それぞれの家畜種が「小規模所有者以外」に該当する場合は、該当する家畜種それぞれについて自己点検を行い、様式を提出してください。

(3) 「添付書類」：衛生管理マニュアルも毎年ご提出お願いします

「添付書類」の1～8項目について、該当するものに○を付け、記入欄には具体的な状況を記載してください。

1. 「農場の平面図」：「衛生管理区域及び消毒設備等の衛生管理対策を明示した農場平面図」を農場に備えておく必要があります。なお、「衛生管理マニュアル」に平面図を備えている場合、本項で用意する必要はありません。
5. 「埋却用地の確保の状況」：馬の所有者にあっては、埋却等に関する5～7の各項目については 記入不要です。
8. 「農場ごとに作成する衛生管理マニュアル」：作成及び従事者等への周知徹底が義務付けられています。

3 報告書の提出（郵送）先及び問い合わせ先

東京都家畜保健衛生所

住所：〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2759

TEL：042-588-7171

4 その他

(1) 報告内容の区市町村長への報告

家畜所有者から報告された内容については、家畜伝染病予防法(第12条の4第2項)の規定により都知事から当該家畜の所在地を管轄する区市町村長に通知します。

(2) 定期報告書の作成について

この手引きのほか、「定期報告書（基本情報）の記入例」、「定期報告書の記入方法等に関するQ&A」及び当所HPにあります「チャットボット」を参考にしてください。なお、疑問点や不明な点がありましたら家畜保健衛生所にお問い合わせください。

定期報告書の様式や作成の手引き等は、都ホームページからも入手できます。

※ Web検索エンジンキーワード：「東京都」「家畜所有者の定期の報告」



<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/animal/houkoku/>

関連情報については、農林水産省ホームページをご覧ください。

Web検索のキーワード：「消費・安全局」「家畜防疫」「飼養衛生管理基準」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

このほか農林水産省では、家畜の飼養管理や衛生対策など様々な情報発信を行っていますのでご活用ください。

【MAFF アプリ】

以下の農水省HPよりインストール手順や説明がありますので参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>